

栃木県体育館専用利用手続き

(1) 利用許可申請書は、既に予約されている利用日の2か月前までに提出してください。(FAX可)

(2) 使用料は納付期限内に直接持参してください。持参できない場合は、振込依頼書を送付しますので、申請書欄(右上)に「振込希望」と記入してください。

※振込手数料は、お客様の負担となりますのでご了承ください。

(3) 2日以上の場合でも、申請書は1日ごとの提出となります。

(4) 利用の取り消しをする場合は、利用日の1か月前までに利用取消届書を提出していただきます。1か月前を過ぎると、料金が発生します。利用日の1か月前から1週間前までは料金の納付をしていただいたあと、半額還付いたします。還付の場合は使用料還付申請書を提出していただきます。

利用日から1週間前を過ぎると全納納付となります。